

### 3. 特別徴収税額の納期の特例（年2回の納入への変更）について

- (1)納期の特例とは、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者で、給与の支払を受ける者が（出雲市内、市外を問わず）常時10人未満である場合に、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年2回（6月から11月分の納入については12月10日まで、12月から翌年5月分については翌年6月10日まで）に分けて納入することができる制度です。申請にあたっては、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」（P21）を提出してください。出雲市が審査を行い、結果を通知します。
- (2)納期の特例の承認を受けた後に、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」（P23）をご提出ください。また、市税の滞納があった場合、承認が取り消されることがあります。
- (3)本制度は、特別徴収税の納入期限に関する特例のため、給与所得者（従業員）の給与からの徴収については毎月行ってください。

### 4. 納期限までに納入しなかった場合

- (1)納期限後に納入する場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるときはその端数を、金額が2,000円未満であるときは全額を切り捨てる。）に延滞金特例基準割合※+年7.3%の割合（年14.6%を上限）を乗じて計算した金額の延滞金（100円未満の端数があるときはその端数を、全額が1,000円未満であるときは全額を切り捨てる。）を加算して納入しなければなりません。  
 なお、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合+年1%の割合（7.3%を上限）を乗じて計算します。  
 ※延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます（令和8年の延滞金特例基準割合は1.8%です。）。
- (2)納期限までに納入しないために督促を受けたときは、督促手数料（督促状1通につき100円）を納入しなければなりません。
- (3)督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに市税が完納されないときは、滞納処分（差押え等）をする場合があります。

## 納入書の書き方

### 1. 税額に変更がない場合

納入書に税額が記載されていますので、何も記入せず、そのままご使用ください。

### 2. 税額に変更がある場合※右図参照

年度の途中で税額変更があった場合でも、新たな納入書は送付していません。  
 退職や就職等で税額に変更があった場合や残りの月割額を一括徴収された場合は、「納入金額(1)」欄の金額を2本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき金額を記入してください。  
 納入書は「領収証書」、「納入書」、「納入済通知書」の3連の様式です。全てに記入してください。

### 3. 記入上の注意点

- ・「¥」マークは記入しないでください。
- ・退職所得に係る市民税・県民税を納入する場合の記入方法は、P7をご覧ください。

**税額に変更がある場合の記入例**

①2本線で抹消  
訂正印不要

**島根県出雲市 個人県民税（特別徴収）納入書**

市区町村コード	口座番号	加入者名
3   2   2   0   3   2	01470-7-960055	出雲市会計管理者
指定番号		納入金額(1)
8年6月分 75010305		<del>200,000</del> 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。税額に変更のない場合は、税額の記入および訂正の必要はありません。	給与分 (一括徴収)	納
	退 職 所得分	入
	延滞金	金
納入期限	督促 手数料	額
8年7月10日		
日計	(2)合計額	
		2   2   2   0   0   0
住所（特別徴収義務者） 又は 所在地		領 収 日 付 印
氏名 又は 名称		

金額の前に¥記号等は記入しないでください。

②変更後の税額を記入

③合計額を記入

上記のとおり納入します。 (金融機関保管)